第六号の二書式（第二十条の三関係）（Ａ４）

建築士法第２３条の６の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第２３条の６の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

東京都知事殿

令和　2　年　6　月　1　日

一　級
二　級　建築士事務所　　東京都知事登録第　12345　号
木　造

所 在 地　東京都新宿区西新宿２－１－１
電話番号　03-5321-1111
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

東京建設株式会社
代表取締役　東京　太郎

法人の場合は、法務局登録印（実印）

㊞

事務所登録年月日　令和　1　年　5　月　1　日

事業年度　令和　1　年　6　月　1　日～令和　2　年　5　月　31　日

［記入注意］建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

（第二面）

建築士事務所の業務の実績

［記入注意］
1　当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2〔例〕

東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建　延700㎡	設計及び工事監理	平成25．2．1 平成26.10.31

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
東京都	中学校	RC造　4階建 S造　1階建 延12，000㎡	耐震調査 補強設計	R2.5.1 ～ R2.5.31
埼玉県	店舗併用住宅	木造 3階建 延235㎡	設計及び 工事監理	R2.4.15 ～ 継続中
東京都	共同住宅	RC造 地上6階　地下1階建 延8，000㎡	設計及び 工事監理	R1.12.1 ～ R2.3.31
東京都	専用住宅	RC造 3階建 延500㎡	設計及び 工事監理	H30.12.1 ～ 継続中
東京都	事務所	RC造 地上5階 延7，600㎡	（修繕）設計 工事監理	H30.12.1 ～ 継続中
東京都	病院	延580㎡	内装設計	H27.6.1 ～ R2.4.15

（第三面）

所属建築士名簿

氏　　名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第２２条の２第１号から第３号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあってはその旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第２２条の２第４号及び第５号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
新宿太郎	一級 管理建築士	123456		R1.12.1	設備	123	H30.12.9
中央次郎	一級 旧管理建築士	234560		R2.2.1	構造	456	H30.12.13
品川三郎 (2月1日入所)	一級	223340		H31.3.1			
大田四郎 (9月7日退所)	一級	97889		H30.8.20			
港五郎	二級	11929	東京都	H30.5.15			
目黒六郎	木造	3329	千葉県	H30.3.10			

		一級建築士	4　名	構造設計一級建築士	1　名
計	6　名	二級建築士	1　名	設備設計一級建築士	1　名
		木造建築士	1　名		

（第四面）

所属建築士の業務の実績

［記入注意］
1　所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。
2 〔例〕

新宿太郎　東京都　共同住宅　鉄筋コンクリート造　五階建　延700㎡　設計及び工事監理　平成25．2．1　平成26.10.31

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
新宿太郎	東京都	専用住宅	RC造 3階建 延500㎡	設計及び 工事監理	H30.12.1 ～ 継続中
新宿太郎	東京都	事務所	RC造 地上5階 延7，600㎡	（修繕）設計 工事監理	H30.12.1 ～ 継続中
新宿太郎	東京都	病院	延580㎡	内装設計	H27.6.1 ～ R2.4.15
中央次郎	東京都	中学校	RC造　4階建 S造　1階建 延12，000㎡	耐震調査 補強設計	R2.5.1 ～ R2.5.31
中央次郎	埼玉県	店舗併用住宅	木造 3階建 延235㎡	設計及び 工事監理	R2.4.15 ～ 継続中
中央次郎	東京都	共同住宅	RC造 地上6階　地下1階建 延8，000㎡	設計及び 工事監理	R1.12.1 ～ R2.3.31
品川三郎	東京都	中学校	RC造　4階建 S造　1階建 延12，000㎡	耐震調査 補強設計	R2.5.1 ～ R2.5.31
大田四郎	実績なし				
港五郎	実績なし				
目黒六郎	実績なし				

（第五面）

管理建築士による意見の概要

［記入注意］
当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
新宿太郎	A社本社ビル修繕について、東京都景観条例に基づき屋外広告が、同社イメージカラーの使用ができないので、広告設置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述べた。	令和1年6月1日